



情報局編輯

# 週報

三月三十一日

ビルマの獨立をめぐつて  
湖北・蘇淮作戰の戦果

**特 載**  
戦時行政強化問答

弱い子を丈夫にした體驗  
——頼母しい戦争生活例——

前線と銃後の馬

337號

## 週報は民翼賛の道しるべ

| 2月 2日  | 2月 3日  | 2月 4日  | 2月 5日  | 2月 6日  | 2月 7日  | 2月 8日  | 2月 9日  | 2月 10日 | 2月 11日 | 2月 12日 | 2月 13日 | 2月 14日 | 2月 15日 | 2月 16日 | 2月 17日 | 2月 18日 | 2月 19日 | 2月 20日 | 2月 21日 | 2月 22日 | 2月 23日 | 2月 24日 | 2月 25日 | 2月 26日 | 2月 27日 | 2月 28日 | 2月 29日 | 2月 30日 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

五銭





露光量違いにより重複撮影

すべては戦争に勝つてからだ

物見も遊山も

今こそ戦争生活に徹底しよう

週報

第三三七號  
三月三十一日

戦時行政強化問答……二

立ちあがるビルマ……二七

前線と銃後の馬

―愛馬の日に際して―

湖北・蘇淮兩作戦の戦果

農林省馬政局……三  
陸軍省報道部……六

弱い子を丈夫にした體驗

「頼母しい戦争生活例」當選發表……六

新防務報の傳達方法……三

週日誌

三月十八日(木)

▽内閣顧問に(野田良次郎、大河内正敏、尾形安次郎、植田謙吉、山下重三郎、堀吉良、鈴木忠司)の七氏任ぜらる

▽内閣顧問臨時設置制、戦時經濟協議會規程、行政監察規程及び戦時行政特別法、許可認可等臨時措置法公布

▽ポーツターグーイン猛進と東支那海軍における敵潛艦大掃蕩沈の戦果につき大本營發表

▽ビルマのパルメ行政府長官一行來朝  
三月十九日(金)

▽池田兵曹長指揮の運送船〇丸の感狀上聞に達せる  
▽海軍省公表  
▽官吏優遇令公布

三月二十日(土)

▽支那派遣軍總參謀長河邊正三中將の後任に松井太久郎中将補せらる

▽日佛印銀行協定調印  
三月二十一日(日)

▽北京公使館區域回收實施に關する取極め及び附屬事項の署名調印  
三月二十二日(月)

▽パルメ長官宮中に参内、天皇陛下に謁見仰付けらる  
▽第七回大東亞戦争死者者行賞(第百五十三回支那事變生存者行賞(陸軍第四十回)第六十四回支那事變死者者行賞(陸軍第四十六回)功行賞發表表  
▽特許發明等實施令公布  
▽湖北・蘇淮兩作戦の戦果發表

# 戦時行政強化問答

## 一、戦時行政強化の特別措置

問 戦時行政強化に関する法律や勅令をめぐって、今度の議會では終始熱心な論議が交され、中心題目となつた感がありました。が、關係の法律なり、勅令なりの重要性についてお伺ひしたいと思います。

法「許可認可等臨時措置法」であり、勅令は「戦時行政職權特別法」であり、今度の議會でもこれらが主要議題となり、世間でも、非常に大きな期待を持つてゐます。畢竟これらの法令が行政の決戦體制への切換へ、特に戦力増強に關して、特別の便法を講

じ得る法制的軌道を布くといふ點にあると思ひます。  
今回の諸法令の先づ第一の目的としてをりますところは、生産力の飛躍的増強その他綜合国力の擴充のために、その障礙となつてゐる法的制約を排除しようといふ點にあります。  
そして排除せんとする法的制約としては、従前平時的な制度として設けられ、今日のやうな時局下において

は寧ろ無用といひ得べき事項はもとより、近時統制のために設けられた制度であつても、更に新たな制度が出來まして彼此重複するに至つてゐるやうな事項を含むばかりでなく、さらに現時局下としても、一般的通例的には必要とせられる制度であつても、特別の必要の前にはこれを排除し得ることとしようとするのであります。

第二の目的としては、第一の目的と表裏してゐるわけですが、現下繁忙多岐に陥つてをります行政事務を簡素強力化しますと共に、複雑煩瑣となつてをります指導監督の行政系統を單純綜合化し、以て行政機能を刷新昂揚するとともに、國民公私の活動を積極潤達ならしめんとするにありませう。

### 國家總動員法との關係

問 趣旨は大體分りましたが、それならば、既に「國家總動員法」が出來てをり

まして、次ぎ／＼に發動されてゐるので、すから、こゝで新しい法制上の根據を作らなくても、その發動でやれなものでせうか。

答 「國家總動員法」の方は、國民にいろいろな物資を提供させたり、その活動を制限したり、その他國民に新たな負擔をかけるもので、言葉を換へれば、國家が積極的な權能を持つといふ方面において、重大な働きをしてゐるわけですから、その點で、今後もさらに發動しなければならぬ場合が多いと思ふのですが、逆に國民の負擔を軽減し、その制約を解除するといふ意味の狙ひのものは、國家總動員法にはないので、こゝの立法はさういつた趣旨のものを狙つたわけでは、國家總動員法に依り國民に新たな制約を加へること、今回の法令に依り既存の制約を解除すること、この兩方を按配調節して、戦力増強の國家體制を最もあちのあるも

のにしようといふのが政府の考へなものです。

### 法令の運用は……

問 國家として誠に結構なことですが、この法律なり、勅令を見ますと、非常に厳格のやうですが、これだけで十分なのでせうか。實際に運用する場合には、どういふ場合になつて現はれて来るのでせうか。

答 この問題は議會でもいろいろ質問があつたところです。今回の法令、殊に二つの法律は非常に簡單な文言で、しかも非常に大きな含みを持つてゐるわけですから、先づこの二法律は施行されました。法律そのものだけですぐ實効の結果を生ずるわけには参りません。これに基づく勅令が出て、始めて具體的に内容が具現されるわけですから、しかもこの二法律に基づく勅令に依つ

て實現される部前も多いのですが、實際問題としては、この二法律とは直接関係なくこの二法律と同じやうな趣旨に基づく他の勅令以下で實施せら

れる部前も少くないのです。政府としましては、二法律の施行と相伴ひまして、勅令以下の手続を落々進行中であります。

## 一、戦時行政特例法

### 法の狙ひはどこか

問 よく分りました。それにしてもまづ根本になる法律について、あらまし知つて置きたいと思ひます。まづ「戦時行政特例法」について、本法の狙ひとするところはどこにあり、どこにあるのですか。

答 本法は大東亞戦争完遂のために、生産力の擴大、その他綜合國力の擴張發揮のための具體的要請に應ずる行政の特別措置を講じ得る途を拓いたものであります。

### 綜合國力擴張のためには法の禁止や制限も解除

問 もう少し法律の内容に入つて伺ひますが、最初に第一項第一號で生産増強等のためには法律上の人又は法人の行爲に對して禁止又は制限を解除したりすることが出来るやうになるさうですが、これはどういふ場合が豫想されるのですか。

答 現在各種の必要から、國民の活動はいろいろと制約を受けてをります。勿論、今後といへども必要な統制は益々強

化せられてゆかねばならないのですが、一面において一般的なる制約を加へつても、生産増強その他綜合國力擴張の見地から見ると、より以上の必要が生じて来た場合には、その普通一般の制約をも打ち破り得ることにすることが、戦争完遂には是非とも必要です。さういふ意味でこの第一號が出来たわけです。一定の行爲に對する禁止、制限といつたやうなものを全體的に解除する場合、また或る特定の人、特定の工場等のみに對して、解除するといふやうな両方の場合を含んでをります。

### 例へば「工場法」では、十六歳未満の者及び女子は深夜業を禁止されてをり、又は一日一定時間以上は就業できないといふやうなことになるつてゐます。これは保健上或は人口政策上等の見地から、一般的に必要なものであります。明らにこの航空機を製造し

なければならぬ、今夜中にこれだけの強要を課せなければならぬ、といふやうな問題に當面すれば、そのためには、かゝる制限を打ち超えて就業させることが出来るといふやうなことにしようといふわけですが、

### 職權の移動も出来る

問 この法律の第二項第二號に監督、命令、處分その他に對する行政職又は官吏の職權を移動するといふことがありますが、これはどういふ必要から行はれるのでせうか。

答 先程述べましたやうに、現在生産の障礙をなしてゐる一つの理由として、監督機構が非常に複雑多岐になつてゐるといふ點があげられます。この點も普通一般的には止むを得ないこととして納得できるのですが、生産擴張その他綜合國力の發揮といふためには、監督、命令、處分等をすべて一官廳又は一官吏

### 戦時行政特例法 (公布日第三八)

大東亞戦争ニ際シ生産力擴充其ノ他綜合國力ノ擴充運用ノ爲テ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル措置ヲ爲スコトヲ得  
一 法律ニ依ル人又ハ法人ノ行爲ニ對スル禁止又ハ制限ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコト  
二 法律ニ依リ監督又ハ命令、處分其ノ他ノ行爲ヲ爲スル行政職又ハ官吏ノ職權ヲ乙ノ行政職又ハ官吏ヲシテ行ハシムルコト  
前項第二號ノ場合ニ於テハ甲ノ行政職又ハ官吏ノ職權ニ係リ關連ノ適用ニ付テハ乙ノ行政職又ハ官吏ハ之ヲ甲ノ行政職又ハ官吏ト看做ス  
前項ニ定ムルモノノ外第一項ノ規定實施ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

のところでどしどしやつて行くために一つの官廳又は官吏に權限を集中したり、甲の官廳又は官吏の職權を乙の官廳又は官吏に移轉したりするといふやうなことを考へてゐるわけで、職權の問題はかうした法律の制定に依らな

いで、勅令によつて出来るのが建前であり、法律で指導監督等の命令權を、特に一定官廳に限定的にきめてゐる場合には、それを動かすためには、法律の根據が要ります。そこでこの第二號が出来てゐるのです。

それではどういふことが行はれるかといへば、電氣事業法の第二十三條の規定によると、逓信大臣が工作物の改修命令等を發することになつてをりますが、これを逓信局長をして行はせる。また砂鑛法によると、主務大臣が管理者の選任、解任等の處分権を持つてをりますが、これを鑛山監督局長をして行はしめるといふやうなことを、この第二號の適用として行ひたいと考へてゐるのです。これらは職權が縦に上から下へ移動する例ですが、このほか横の移動もあるのですが、これはあとで勅令の説明のところへ譲りませう。

#### 實施上注意すべき規定

問 このほか、この法律で考へてゐることについて伺ひたいと思ひます。

答 第三項の規定を見ますと、第一項

ノ規定實施ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ定ム」と書いてあります。何しろ簡単な法律ですから、その實施については必要な細かい事項は勅令で定められる豫定であります。この第三項から出る勅令は、關係官吏も、民間人も、よく見て注意して置いて貰はないと、實際の運用がうまく行かないことが多いと思ひます。

第一項の第一號又は第二號で特例を作つたやうな場合の經過的事項、例へば願書を出してゐた甲の官廳の處分權が、乙の官廳に移つた場合、改めて乙の官廳に願書を出し直すといふのでは困るので、新しく願書を出し直さなくとも乙官廳へ出したことにするといふやうなことを決めることになりま

す。

また許可、認可等が必要な事項としてその手續中であつたところが、第一項第一號で制限禁止の解除があり、届出だけでもよろしいといふことになつた場合、今まで提出してゐた願書は、そのまま届出の書類として取扱ふこととするといふやうなことを決めるわけです。又この第一項第一號に依つて、禁止又は制限を解除した場合に、解除をし放しては困るので、そこに一定の行政的措置を講ずる必要がある場合、例へば少年工、婦人勞務者の深夜禁

### 三、許可認可等臨時措置法

#### 狙ひは行政簡素化

問 本法についてもやはり最初にその趣旨を説明願ひます。

答 政府は先に行政簡素化として、徹底的に行政機構を改め、役人の數を減らしたことはご承知の通りですが、それには行政事務内容を簡素にするといふことが當然並行しなければなりません。最近統制の強化に伴ひまして、非常に行政事項が殖えて來ました。その結果、従來からの許可認可等を再検討して、成るべく不要のものを止める、止めないまでもその手續處理を簡易にすることが必要です。今まで既に勅令以下の方法で實行せられて來たのですが、勅令以下では不可能な部分があり

ますので、今度この法律が制定せられたわけです。

問 この法律の内容とするところ、即ちどういふ風にして行政が簡素化されるのかといふことを伺ひたいと思ひます。

答 本法は「戦時行政特例法」とは多少趣きを異にしてをりまして、行政簡素化といふことを第一の目標にしてをります。その結果、行政の範圍内ならば、非常に廣い範圍に適用ができるわけです。また行政簡素化といふ角度を通じて、戦時行政特例法と同じやうに生産増強といふことに役立つことは勿論であり、時局下の立法としては寧ろその點を大いに狙つてゐるものといへます。そしてどういふやり方で行政が簡素化せられるかと言ひますと、主要な

るものを第一項第一號から第五號まで挙げ、さらに第六號でそれ以外に考へられるものを全部拾つてゐるわけです。(八九頁下段)

#### 許可、認可などを不要に

問 第一にどういふことが考へられるのですか。

答 第一號としては、現在許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等が要することに成つてゐるものを不要にするといふこと、これが最も徹底した行政の簡素化であるわけです。「等」といふ字のあるのは、法文として、必ずしも許可、認可、免許といふやうな言葉で現はされてゐない、しかも同様に取扱はなければならぬ、検査、特許、承認といふやうな事項が相當にあると思ひますので、入れてあるわけでありまして、それらの事項についても實施される見込です。

問 さうすると、何んでも自由になつてしまふやうに思はれる虞れがありますか……

答 ここは誠に重大な點です。行政簡素化といひましても、國家としては根本的な、本質的な事項につきましても、國家意思がこれに關與する意味において、許可認可等の制度は残さなければならぬのです。しかるに國家として一々國民の活動を制約しなくとも、濟ませ得る事柄については出来るだけそんな手續はやめよう。また國家として全然關與しないといふまでには至らないが、許可、認可よりも簡易な制度で濟ませることが出来るものについては、さういふやうにしようといふわけです。政府としてもかなり思ひ切つて許可認可事項をやめない、簡易な方法にしたいと考へてみますので、國民の自發的な協力心、國家への積極的な奉公心の發揚に大いに期待してゐる次第です。

第 2 號はつまりその代行制度といふわけですね。

代行制度

問 第 2 號はつまりその代行制度といふわけですね。

答 さうです。國民公私の一定の活動について、國家の意思を反映させる必要があるにしても、許可、認可といふやうな面倒な手續は要らない。「届出」等をすれば宜しいといふやうにするのもあるわけですね。その届出の中にも事柄に依つては事前届出をとつて置いて、その中百分の一なり、二なり考慮を要するやうなものについては、その着手を待たせるといふやうな餘地も残すが、あとの百分の九十九の場合には、事前届出のままで、後はどん／＼やらせる。また届出制度に徹底的に代らせる場合には、事後報告でよろしいといふことになり、全く簡易になります。問 さうした區別は、一々勅令で決るので

答 さうです。

ある期限が過ぎれば手續の効果が發生する

問 この第三號によれば關係書類を出して限れば、或る時期が来たならば、自然に許可、認可等になるといふやうな裁量が行はれるさうですね……

答 これは昨年一月一日から實施しました「許可認可等行政事務處理簡便令」第二條以下に依つて、勅令以下で可能のものについては實施中で、既に國家總動員法に基づく命令及び臨時措置法に基づく命令に依る事項について實施されてをり、關係者からは非常な喜びを以て迎へられ、潑刺たる効果を發揮してゐるわけですね。この「許可認可等行政事務處理簡便令」は、勅令以下に依る許可認可等に關する事項についてのみ適用されるので、法律による許可、認可等には、同様の趣旨を徹底したいと

いふのが、この第三號が規定された理由です。

問 さうすると、随分民間としては便宜を受けることとなるわけですね。

答 これは時局關係の法律等については、相當徹底して實施したいといふ政府の肚です。

手續は一方だけで済む

問 行政簡素化の方法として、まだほかに何か考へられてをりますか。

答 第四號以下があります。これは民間その他の意見としても相當強く要望されてゐる事項です。現在一つの事項について異つた行政の角度から、多数の法令に依る許可認可等を得ることが必要になつてゐます。例へば先般翼賛政治會から政府に進言した事項の中でも、一つの工場の新設擴張といふことをやらうとすると、十いくつかの法令によつて許可認可が必要とされて來

許可認可等臨時措置法

(第一八三、一八八公布施行)

大東亞戰爭ニ際シ行政簡素化ノ爲ニ依リ法律ニ依リルキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法律ニ依リ許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等ヲ要スル事項ニ付左ニ掲グル措置ヲ爲スコトヲ得  
一 許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等ヲ要セザルコトトスルコト  
二 許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議等ヲ要セズ届出、報告等ヲ以テ足ルモノトスルコト  
三 許可、認可、免許、特許、承認、検査等ノ申請アリ又ハ協議アリタルトキ一定期間ノ經過ニ依リ許可、認可、免許、特許、承認、検査等アリ又ハ協議調ヒタルモノト看做スコト  
四 甲法令ニ依リ許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等アリタルトキ乙法律ニ依リ許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等アリタルモノト看做スコト

五 許可、認可、免許、特許、承認、検査等ヲ爲シ又ハ届出、報告等ヲ受クル甲ノ行政廳又ハ官吏ノ職權ヲ乙ノ行政廳又ハ官吏ヲシテ行ハシムルコト

六 前各號ニ掲グルモノノ外手續又ハ處理ノ簡便化ノ爲ニ必要ナル措置  
前項第五號ノ場合ニ於テハ甲ノ行政廳又ハ官吏ノ職權ニ係ル規則ノ適用ニ付テハ乙ノ行政廳又ハ官吏ハ之ヲ甲ノ行政廳又ハ官吏ト看做ス  
前項ニ定ムルモノノ外第一項ノ規定實施ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

戦時行政職權特例

(第一八三、一八八公布施行)

第一條 大東亞戰爭ニ際シ鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等重要軍需物資ノ生産擴充上特ニ必要アルトキハ内閣總理大臣ハ關係各省大臣ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得  
第二條 大東亞戰爭ニ際シ前條ノ物質ノ生



てゐるといふやうなことが指摘せられてゐます。

せんから困ることになります。

#### 簡素化のための職權委譲

こんな場合に、一法令に依る許可があれば、他の許可認可等はなるべく不要といふことにしたいものです。たゞどうしても両方の許可が要るといふ場合に、甲法令の許可があつたらうといつて、乙法令の許可が簡単に不要とされてしまつたのでは困りますので、こんな場合には乙法令の許可もあつたといふことに看做して取扱はうといふわけです。

問 例へばどんな場合ですか。

答 「重要機械製造事業法」といふやうな法令がありますが、この法令の許可を受けた者のみが、重要機械製造事業者として一定の地位を認められてゐますので、かういつた場合、甲法令に依つて許可を受けたからといつて重要機械製造事業法の許可が不要となつてしまひますと、許可を得たことになりま

問 次ぎにこの第五號は戦時行政特別法の第一項第二號と大體同じでせうか。

答 さうです。戦時行政特別法の方は先程述べましたやうに、綜合國力擴充の見地においての職權の委譲であるし、この方は行政簡素化といふ見地においての職權の委譲で、その狙ひは多少異つてをりますが、趣旨は全く同じものです。これによつて、大臣間、或ひは下級官廳間の横の權限の移動、或ひは大臣と下級官廳間の權限の上下の移動も出来るわけです。殊に本法の方は、行政の簡素化が主ですから、この第五號の活用によつて、世間ではされてゐる窓口の一元化を徹底的にやらうと思つてゐます。

問 以上で大體盡きてゐるやうに思ひますが、そのほかに行政簡素化の方法とし

産物充上特ニ必要アルトキハ勞務、資材、動力及資金ニ關スル各省大臣ノ職權ノ一部ヲ命テ承ケ内閣總理大臣自ラ行ヒ又ハ他ノ各省大臣ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第三條 大東亞戰爭ニ際シ第一條ノ物資ノ生産擴充上特ニ必要アルトキハ前條ノ場合ヲ除ク外内閣總理大臣ハ勞務、資材、動力及資金ニ關スル一ノ行政官廳若ハ官吏ノ職權ヲ自ラ行ヒ又ハ他ノ行政官廳若ハ官吏ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第四條 前二條ノ場合ニ於テ必要アルトキハ内閣總理大臣ハ關係行政官廳ノ職員ヲシテ臨時他ノ行政官廳ニ於テ職務セシムルコトヲ得

第五條 第二條又ハ第三條ノ場合ニ於テハ一ノ行政官廳又ハ官吏ノ職權ニ係ル範圍ノ適用ニ付テハ其ノ職權ヲ行フ他ノ行政官廳又ハ官吏ハ之ヲ當該行政官廳又ハ官吏ト看做ス

第六條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

て注目すべきものがあるまいか。

答 行政簡素化の方法として、大體適當であると考えられる事項を第一號から第五號まであげたのでありますが、尙ほ行政簡素化に役立つことならば、この際、政府は採り上げて行きたいといふ考へ方で、第六號をも置いたわけです。

そして第六號の手續の簡捷化、處理の簡捷化としまして、申請をなす方の側、受理をして處理をする方の側、官民兩方の側の簡捷方法が含まれてゐるのであります。例へば、申請の手續方法の省略、行政處理に關する一定手

續の省略、行政處分の際の審査會への付議の省略といふやうなことが豫想されます。

問 最後の第三項ですが、これも先の戦時行政特別法と同様のものでせうか。

答 戦時行政特別法の説明としてお答へしました事柄のほかに、本法の第一項第三號に依ります一定期間經過したならば、當然許可になる制度實施のため、いつ書類を付けて貰つたかといふ證明、當然許可になつたといふ證明、或ひは證明を受けることの手續といふやうなことを規定する點が、豫想される新しい事柄でせう。

## 四、戦時行政職權特例

### 二 法律との關係

問 次ぎに勅令の方に移つて「戦時行政職

權特例」の方ですが、これは前の二つの法律と一體どういふ關係になつてゐるのでせうか、前の法律に基づく勅令

ですか。

答 前の二つの法律とこの戦時行政職權特例とは、法制的には獨立的に、また施行令的に、動くやうに仕組まれてをります。實際の運用としては、この二法律、一勅令は彼此相呼應して、戦時行政體制確立に役立つやうに仕組まれてゐます。

許可認可等臨時措置法は、行政簡素化といふ廣い面を通じて、生産増強にも役立つ、戦時行政特別法の方は、生産擴充その他綜合國力擴充といふ目的を掲げ、勅令の戦時行政職權特例の方は、その目的として鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等の五重要物資その他重要軍需物資の飛躍的生产擴充といふことを重點的に掲げてをります。

### 超重點の生産擴充が目的

問 ではこの勅令の眼目をつつ……

答 この勅令の眼目は、現時局下、生産

五大重點物資に限つたのは

擴充を最も緊要と考へられてゐる物資であるところの、いはゆる五大重點物資、即ち鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機、並びにこれに準じて取扱はなれぬ重要な物資の生産擴充を關する特例を規定したもので、内容としては内閣總理大臣が各省大臣に對して必要な「指示」を與へることが出来ることとし、生産部面における戰時行政の強力な推進統一體制を作つたことと、一面においては、内閣總理大臣において各省所管の事務その他關係各廳の所管事務を調整して、生産事業に對する指導監督の機構の一元化、強力化を具現しようとしてゐるものであります。(元、一〇頁以下を要)

問 いま、五大重點物資といはれましたが、これ等の物資に關する生産と同様に重要な産業も多しと思ひますが、この五大産業だけに限つたのはどういふわけですか。

答 本令は非常な特例であるために、かういつた特例は出来るだけ重點を限定してはつきりして置く必要があると思ひます。その意味でこの五大物資以外に無暗にこれを擴充することは、考へてゐません。しかし非鐵金屬である銅のやうなもの、或ひは兵器などについて、將來必要が起れば、この勅令は動き得ると考へてをります。その場合でも出来るだけ、重點的に運用してゆきたいと考へてをります。

問 次に、いまお話し「指示」の問題ですが、指示の内容は、關係大臣の所管の行政全部に及ぶのでせうか。

答 この第一條の指示權の及び得る範圍は、非常に廣いのでありまして、これら重要軍需物資の生産擴充に關する限り、これらの物資の生産を擔當してゐる省は固より、それ以外の省に對しても、かういふ事項は擴充して貰ひたい、あゝいふ仕事は縮少して貰ひたいといふ風に、積極的、消極的のあらゆる方面に亘つて「指示」はなされ得るわけでありまして、もちろん、内閣總理大臣の指示は具體的の必要に應じて行はれるのでありますから、必ずしも何でも彼でも指示するといふやうなことはないのです。

内閣總理大臣は各省大臣の上に立つか

問 この指示があれば各省大臣はこれに従ふはねばならぬのでせうか。若しさうだとすると内閣總理大臣は各省大臣の上に立つといふことになりませんか。

答 この「指示」の性質は非常に重要な問題で、過般の議會でもかなり詳細に亘つて質問應答が交されたものなので、それについては政府としては機會ある毎に、その解釋を瞭らかにしてゐるのであります。國民一般としても十分に理解して置いて貰ひたい點であります。

内閣總理大臣が各省大臣に對して勅令に基づいて、指示をすることが認められました以上は、各省大臣はこれに従ふことは當然であることは、議會でもたび／＼政府がその趣旨を明らかにした通りであります。しからば内閣總理大臣が各省大臣の上級官廳になつたのかといへば、内閣總理大臣と各省大臣との間には上級下級の關係はないのです。

さういふ點を考慮に入れて、「指示」といふ言葉を使つたわけでは、上級下級の關係がある官廳間では普通「指示命令」といふ言葉を使ふことになつてゐるのです。

憲法第五十五條の國務大臣の輔弼との關係

問 指示に對し各省大臣の服從義務が、憲法第五十五條に定められてをりますが、國務大臣の輔弼といふ問題に影響を來すやうなことはありませんか。

答 この問題も非常に重要な問題だと思ひます。本令に依る指示は、關係大臣の行政各部の長官としての行政職權に對するものであつて、國務大臣としての輔弼の職務に對するものでないことは政府の既に言明してゐる通りです。

さうして關係大臣の官制上の行政職權とは、法制上別個のものでありますから、内閣總理大臣が關係大臣に對し、その官制上の行政職權に對し指示をい

たしましたも、これは何等國務大臣の輔弼の職務を左右するものでないことは當然であります。

國務大臣の輔弼の責任の問題は、専ら憲法第五十五條に依り決せられるものであります。

權限集中の限度

問 第二條は必要に應じて内閣總理大臣が各省大臣の事務の一部を行ひ、また内閣總理大臣が他の大臣をして行はしむるといふやうな風になつてゐるやうですが、どういふ場合にこの條文が發動されるのですか。

答 現在、勞務、資材、動力、資金などの行政につき、各省大臣が別々に所管してゐる實情でありまして、これが超飛躍的に生産の増強を圖らなければならぬといふ場合に、非常な障礙をなしてゐる場合が多いやうに思はれますので、この五重要物資等の生産の引上げのためには、例へば或る大臣にその

権限を集中して行はしめることが出来るやうにしよといふわけですが。

例へば、労務、資材、動力、資金の権限を或る工場に關する限りは、商工大臣なら商工大臣に集中して行はしめようといふのです。しかしこの事柄は各省大臣の権限を或る大臣に移すといふことで、非常に重大であり、しかもそれを官制によらずに、處分的に行ふことになりまして、第二條としては命を仰いで行ふ、即ち勅命奉行といふ形式に依つた次第であります。

問 次ぎに第三條ですが、第二條と似たやうな條文ですが、特にかういふ風に分けたのはどういふわけですか。

答 第三條は大臣間同志以外の職權の移動でありまして、大臣の職權を下級官廳に移す場合、下級官廳の職權を大臣に移す場合或は下級官廳同志の職權の移動といふやうなものを考へたわけです。許可認可等臨時措置法

の第一項第五號の委任命令的に働いた場合を、假りに想像してみますと、法律によつて許可、認可等の手續が數箇の下級官廳に分れてゐる場合に、例へば造船所ならば、海軍省の出先官廳に全部許可認可權を持たしめるといつたやうなことを、この第三條に依つて内閣總理大臣の處分によつてやらうといふわけです。特に第二條と區別しましたのは、第二條は大臣間の權限移動でありますから、事が重大であるため、勅命奉行といふ形式を採つたわけですが、第三條は事柄がやうそれに比して輕いため、内閣總理大臣が御委任を受けて、その處分として行ふといふことになつたわけでありませぬ。

職權委譲はどうして分るか

問 さうしますと、内閣總理大臣が勅命を發行し、またはさういふ處分をしたといふことを、國民はどうして知つた

らよいのですか。

答 官制によるべきものを、勅命を奉行し、若しくは處分に依つて行ふのですから、内部的に行はれ、權限の移動があつたことを一向民間では知らなかつたといふやうなことは困りますので、外に分るやうな風にしたいと思ひ、只今のところ、大體内閣告示を以て外部でも知り得るやうにする積りです。

問 次ぎに第四條を拜見しますと、内閣總理大臣は關係行政官廳の職員をして、臨時他の行政官廳に執務させることが出来るやうに出てゐますが、これは具體的にいつてどんな場合を豫想されてゐるのですか。

答 例へば、勞務管理もしくは勞務配置の職權は、本來厚生省にあるわけですが、これを特定事業に關する限り、商工省なら商工省に移しました場合、勞務管理もしくは勞務配置の専門的な

職員は、商工省には本來あないわけですから、厚生省の専門的な職員をして、その事務を行はせることは、行政上非常な實効を擧げる所以でもありませんし、また一般的な勞務配置や、勞務管理の事項等の連絡についても、圓滿な結果が望めますので、厚生省の職員の一部が商工省に執務できるやうな途を指したわけです。

問 この場合、臨時勤務を命ぜられた官吏の身分とか職務とかの監督は誰から受けるのですか。

答 いま申しました例でいへば、身分上の本屬長官は厚生大臣でありまして、職務上の本屬長官は商工大臣といふことになりませぬ。官吏服務紀律などを通じて見ましても、如何なる事項が身分上の本屬長官であるか、如何なる事項が職務上の本屬長官であるかは、わかるわけですから心配ありません。

### 五、行政強化法令運用の機構

問 以上のやうな戦時行政強化の關係諸法令の運用のために、政府としてどんな措置でこれに當ることになりますか。

答 政府としては、これら法令の時局下における重要性に鑑みまして、周到な用意の下に新規な工夫を凝らして、その施行に當りたいと考へてゐますが、そのために新たに特別な行政部

時に内閣顧問制度が設けられました。これはどんな趣旨のものですか。

答 戦時行政職權特例等の施行に依り、内閣總理大臣の生産増強に關する職責は一層の重要性を加へたのですが、事柄が極めて重要であるばかりでなく、各種生産事業の實體に深く關係を有しますので、民間の諸權威者の意見を十分採り入れ、またその積極的な協力に俟つ必要が大いにあります。

内閣顧問はかうした方面で、内閣總理大臣の輔佐協力をしていただくために設けられたものです。今回七人の方が勅命されましたが、いづれも斯界の鉅たる重鎮の方ばかりです。内閣顧問は官制上定員の限定はなく、若干人を置き得ることとなつてゐまして、親任官の待遇となつてをります。

#### 戦時經濟協議會

問 内閣顧問制度と關聯しまして、戦時經

が、どんな目的のものでせうか。

答 戦時経済協議会は内閣顧問の設置に伴ひまして、その活用を中心として、戦時経済運営に關する内閣總理大臣の諮問機關として閣議決定をもつて設けられたものです。

戦時経済協議会は内閣顧問及び關係國務大臣を委員とし、相互の連絡を緊密にし、内閣顧問の機能を十分に發揮せしめると共に、戦時行政機構特例等の施行に關し、關係國務大臣の意見を反映させるなど、戦時経済の運営に關する國務遂行の円滑を期することを目的としてゐます。

問 さうしますと、内閣顧問制度も、戦時経済協議會制度も、戦時行政機構特例等關係諸法令の運用のために設けられたものといへますね。

答 お話のやうに内閣顧問及び戦時経済協議會は、戦時行政機構特例等の最

も有効適切な施行を期することを、その大きな狙ひとして設けられたので、關係諸法令の運用には大きな貢献をすることと思ひます。更にこれら關係諸

### 六、運用の萬全と官民の協力

問 關係法令の趣旨がよく分りました。伺へば伺ふほど時局下まことに重要な意義を持つてゐる法令ですね。

答 關係諸法令の運用の是非はその及ばすところ、まことに重要であります。

關係各該職員においては、その本旨を徹して運用の萬全を期するとともに、國民各位においても政府の意のあらざる所を諒としてこれ

協力し、官民一體克く所期の効果の擧がりますことを切に冀つてゐる次第であります。

### 寫眞週報

(三月三十一日發行) 定價 十錢

- ☆ パーモ・ビルマ行政府長官來訪
- ☆ 日華兩國軍聯合防演習
- ☆ 中等學校は今度どう生れ變る
- ☆ 自分たちの教科書を自分で作る中學生、女學生
- ☆ 赤十字訓練にいそむ女學生——岐阜縣
- ☆ 馬のアルバイトに住んでお召を待つ——盛岡の口
- ☆ 運搬「明るく戦はう」(一)
- ☆ 寫眞週報編輯委員會同僚修理班に逢ふ
- ☆ 四月の常會、國策展、漫遊その他



## 立ちあがるビルマ

○ ビルマの獨立に關しては、去る一月二十八日の帝國議會で、東條内閣總理大臣がビルマが「帝國の大方針に呼應し、力強い指導者パーモ長官を中心として、ビルマ人を擧げて現地皇軍に協力し、着々としてビルマ人のビルマを建設し、以て大東亞の建設に資せんとする目算ましき努力を続け、てゐる」熱誠に應へ、「遅くも本年中にはビルマの建設

を認めんとしてゐる」旨を中外に聲明し、全世界に大きな衝動を與へたのである。さらに今般その獨立準備に關し、帝國の招きに應じてパーモ長官以下の來朝をみたことはご存じの通りである。

パーモ長官一行は、三月二十三日畏くも、天皇陛下に拜謁の榮を賜はり、且つ優渥なる御言葉を賜はり、恐懼感激、廣大無邊の聖恩にかにされた。

は、終生忘れえぬ」と謹語を發表してゐるのである。これに先立つ二十二日には、東條内閣總理大臣は、パーモ長官以下と會談し、新ビルマ獨立に關する帝國の意圖を披瀝し、且つお互ひに胸襟を披いて、隔意なき意見の交換を行つたのであるが、その主な内容が、二十五日の帝國議會で東條内閣總理大臣によつて明らかにされた。

○ 政治機構は固よりビルマ自體において決定すべきものであつて、國政の運用は強力簡素ならんことを期待し、また經濟に關しては、大東亞經濟建設の一環として、新ビルマ國の主權下、公正濶大なる活動により、その振興を見んことを切望したのである。

これに對し、バーモ長官以下一行は、深くわが皇室の御殊遇に感激し、又よく帝國政府の眞意を諒解し、粉骨碎身、新ビルマ國の建設に努力し、大東亞戰爭完遂に協力せんとする決意を披瀝し、熱烈な祖國愛と帝國に對する眞摯な協力の意氣によつて、新ビル

マの建設、ひいては「よりよきアジア、よりよき世界」の建設は着々進められることになつた。

こゝに力強く立ち上りつつあるビルマを點描しよう。

○

今月はビルマ紀元まさに一三〇四年の最後の月である。ビルマ人は昔から占星術のやうな神秘的なものに憧れる民族であつたが、今を去る約六十年前頃、サヤドーといふ僧侶と、チョーフラといふ詩人は、「紀元一三〇三年に天變地異が起り、空から落下するものがあつても、一三〇五年には、ビルマに眞の幸福と繁榮の時代來るべし」と豫言

した。

不思議にも右の豫言は的中し、さしに英國が榮華を誇つたビルマの領土には、最早や英人の姿は見えず、日章旗靡へる下に純情なビルマ人は、獨立の目近きを聞き、國を擧げて空前の歡喜と感激に包まれてゐる。

願みれば英邁な諸王がクイ、雲南、マニプール、アッサム等に進出した王朝時代、王國滅亡の哀史、侵略と壓政と彈壓に終始した英領時代、皇軍の進駐とビルマ人の協力時代、更にバーモ長官一行の來朝と、興亡の跡を偲べば、うたゝ今昔の感に堪へないものがある。華々しい歴史をもつだけに、

ビルマ人は民族意識乃至誇り強く、著るしく民族主義的である。英國人の假借なき擄取と不遜な態度は、甚だしくビルマ人の自尊心を傷つけ、英人とビルマ人間には、何等心と心の觸るものなく、ビルマ人の支配的感情が、反英感情となつたのは當然であつた。

いつたい英國のビルマ占領は、單なる歴史の偶然に過ぎず、英治下のビルマの悲しむべき姿は、英國がビルマ統治を繼續すべき正當な事由が無いの思はしめるに十分であつた。最近年になり、英國のビルマ統治は終焉に近づけり、との豫言がビルマ内に弘まつてゐた事實を想起して感慨深い。

○

ガンジ―は燦々たる兩國の陽のもとに、多彩な生活と環境を樂しむビルマ人を評して「蝶々の國民」と呼んだ。彼等の宗教は殺生を禁じ、平和を説き、慾望煩惱を空しくすべきことを教へる。インド人は憂愁をたゝえたやうな表情のものが多いが、ビルマ人は運命主義的なのであらうか、物事を苦にせず、絶えず微笑み、悠長かつ陽氣な國民性をもつてゐる。

彼等の慾望に至つて單純で、華やかな色彩模様のロンドンと、バゴグ参りと、ポエといふ國民舞踊を樂しめば人生は十分幸福であつた。ビルマ人に嫁はれた英

國人でさへ、ビルマ人を英國人中、最も愛すべき民族で、恐らくは世界中で最も幸福な民族であらうと評した位であつた。

ビルマの經濟は、全部英國人、インド人、支那人等の外國人に占められ、外國人の繁榮する中に、獨りビルマ人だけ遊蕩にあつたにかゝはらず、よく樂天的な性格が保てたのは、ビルマ民族性の力強さを思はしめるものである。

○

ビルマ人は悠々さを通り越して怠惰であるとの批評を時折り耳にするが、ビルマの亞熱帶的氣候、産物の豊かな自然と、英國が實際ビルマ人に働き甲斐のある仕

事の機會を與へなかつたことなどを考へれば、右のことは必ずしも當つてゐない。都會はいさ知らず、ビルマ人口の大部分を占める農村では、朝は四時頃から起き

て終日多忙な勞働にいそしんでゐる。また鐵道建設工事に幾万のビルマ人が懸命に働いてゐるが、ビルマ人は正直で影日向なく働くので、ビルマ人勞働者の能率は高く評價すべきである。

○

英國はビルマ人を戰爭に適しない種族として、軍隊に徵募しない方針をとつて來たが、果して尙武的でない種族であらうか。ビルマの歴史は正に戰爭の歴史であり、諸王は國家に繁榮

を齎すと信じられた白象を求めて、タイ國その他の隣國へ攻め入ること再三ならず、外國遠征のないときは國內で相争ひ、特にビルマ族とモン族の鬭争は、宿命のやうに近世史を支配した。數千年の歴史を顧みれば、ビルマ種族が戰鬥的なことは疑ひなく、それが英領時代に入り、一朝に非尙武的種族とされたのはどういふ譯であらうか。それは偏へにビルマ人の對英忠誠を信頼できず、武器を持つたビルマ人の反抗を恐れたためであつた。かうして英國は、民族的自覺乏しい邊境山岳地帯の種族を徵募して來たのである。英國のビルマ併合後、人民は

王に代つた英國人の不可思議な統治を承認せず、内亂状態は久しく續き、英國の對ビルマ政策はビルマの人心を全く英國から離れさせることになつた。獨立の祖國を持たないビルマ人が、英國のビルマ統治組織の使命をもつ軍隊加入を希望しなかつたのは當然であつた。

○ 果して大東亞戰爭勃發するや、勇猛果敢なビルマ青年の奮戦振りまはまことに目覺ましいものであつた。木年中獨立の約束に感激したビルマ人はビルマの最高の使命は大東亞戰爭の遂行にビルマの一切を捧げることにあるのを確信し、戦

争目的に全力を集中し、青年は擧つて國防に馳せ参じ、士氣の昂揚みるべきものがあつたと聞く。今や祖國愛に燃えたビルマ國民の全幅的協力を思ふとき、大東亞共榮圏の一環、西の護りとしてのビルマの力強さを意識せずにはをられない。

○ 參拜して深い感銘に打たれ、今までビルマの兵隊は戦死しても忘れられてゐたが、是非ビルマにもこのやうな神社を建立しなければならぬ。しからばビルマ青年の闘志は一段と昂まらるであらう、と感想を述べられた。因みに英緬戰爭當時、天下に豪名をとどろかせたバンドラ將軍は、印

緬國境で小勢を以て七個師團の英軍を撃滅したと稱されたが、今やビルマのすべての母は、その男子が第二のバンドラたらんことを祈つてゐる由、何んといふ健氣なことであらう。勇敢なビルマ人にも優しき反面あり、戦地に赴く兵士たちは、母の着物の一片を携へてをれば生命の安全が保てると信じ、戦地で死ぬ時は、「お母様」と叫んで最後を遂げるといふ。

○ 英領時代には、ビルマのインド人とビルマ人の對立は大問題であり、時折り暴動を起したほどであつたが、英國の撤退後はさしもの難問も解消し、兩民族は

友好裡に協力してゐる由である。これは何と云へるものであらうか。ビルマはインドと異なり宗派的對立がなかつたので、英國はインド人を利用庇護してビルマ人を牽制し、分割統治政策を強行したのであつた。兩者の對立は英國が創造したものであるため、英國の撤退により自然消滅した。右はインド獨立運動の最大の痛とされ「ヒンヅー、モレスム」の相剋の真相に對し、意義深い示唆を與へるものといへよう。

○ 英國はビルマを各種族各政黨に分裂させることに全力を注いだ。英國の壓政によつて解放されたビルマでは、全政黨は小黨分裂政

権争ひをした一切の過去を清算し、全く新らしき國民的大政黨を組織した。ド・

パーマ、シンエダ、アシアヨン」即ちこれである。右はあらゆるビルマ種族（邊境民族等一切を含む）は、同一の血液から成つてゐるので、同一の聲を有し、同一の聲をもつ故に唯一の指揮に服すのを信條かつ政綱となすものであり、英國の分割統治政策の完全なる否定である。かうしてビルマは英米的な自由主義を脱却し、日一日と新ビルマを建設中で、民族の統一が既成事實となりつゝあるは誠に頼母しい限りである。全ビルマが、概して同様の種族、宗教、言語からなる民

族であることはビルマの大なる強味といへよう。

○ 英領はビルマ人には獨立自治の能力無しと言つてゐるが、實は英國は統治の全權を掌握し、ビルマ人に統治乃至自治の能力を養成する機会を全然與へなかつたのである。このやうな機會を奪ひつゝ、しかも自治の能力なしとなすは、英國の常套手段であつて、不當も甚だしい。統治の妨害をして來た英國人は、ビルマより一掃されただけでなく、ビルマ人も眞に責任ある地位に立てば責任の重きを自覺し、統治に見るべき進歩あるべく、なほまた帝國の強力な庇護と協力により、新

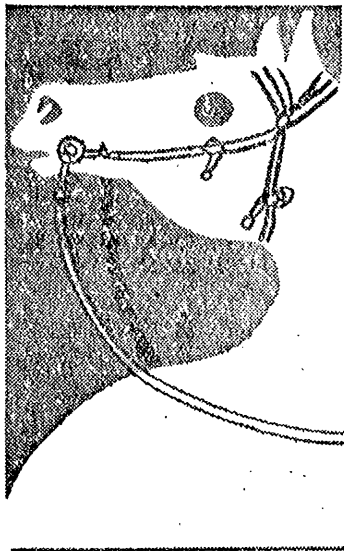
ビルマは健全な發達が期せられることと信じられる。

○ 佛教徒としてビルマ人は、カーマ(業)を信ずる。即ち現在に過去の結果であり、今生の善行により播けるものは來世で刈りとられると思つてゐる。ビルマ人が過去で示した好意と協力は涙ぐましい位であつたが、それが酬いられて獨立の榮譽は近づきつゝあるのである。このカーマの生きた姿は、今後大東亞戰爭の遂行にあたり、ビルマ人に大なる激勵を與へ、彼等の血と肉を沸き立たさずにはおかないであらう。ビルマの宗教は、正義のためならは幾千人の殺生をも斷

さないものである。

○ 大東亞共榮圏中、最も喜ばしい協力を示してゐるのはビルマ人と聞く。人種の同一なことは何んといふ偉大な事實であらう。ビルマ人の協力も、本質的にはこれに起因するところが多いのであらう。シャンスデーの高原を旅すれば、大和撫子に似た純朴な乙女が林檎のやうな頬をして微笑んでをり、さながら故郷の山野に遊ぶの思ひがする。ビルマ人と膝を交へて語れば、國境を忘れてしまふ。あゝ遂に東は東、西は西なのであらうか。この若き民族、愛すべきビルマ民族の前途多幸ならんことを心より祈るものである。

# 前線と銃後の馬



北國の櫻も漸くほころび、花祭も明日に迫つた四月七日、馬は「愛馬の日」を迎へて喜び合ふ。

のは、誠に明治天皇の御遠なる大御心に歸し奉らなければならぬ。

前線に對し宣戰の大詔が發せられたり、後方に對し、精誠の意を以て、天皇は元老閣員を召させられ、馬の改良に

大陽の若草に降り注ぐ四月、馬も囁々として天地の春を樂しむ。

關する根本計畫を樹立するやう、有難い優待を賜うた。わが國の本格的な馬政はこの日に始まつたのであつて、一昨年興亞馬事大會を代々木原頭に舉行し、かたしけなくも、天皇陛下の行幸を仰いだのは、この「愛馬の日」を記念してである。

元來、わが在來の馬は、歐米のそれに比べれば體も小さく、活動能力も従つて劣り、重事目的上、十分とはいひ難いものであつた。こゝにおいて海外から優れた血統の馬が種々取り入れられ、改良に改良が企てられるに至つた。國力の發展と共に急速に伸張したわが馬道には、諸外國も驚歎の眼を睜らないわけにゆかなかつた。

母馬は既に毎日家人と共に野良で働いてゐる。仔馬はビヨン跳び廻つて何んともいへぬ可憐な風情である。仔に乳を與へ、胎内に仔を宿しつゝ、勞役に關する母馬もまた可憐である。

昨年試みた馬耕は非常に成績が良かった。昔の人は、青山に駒を入れることなど思ひもよらなかつたのであるが、今日では青山の草取りは馬にやらせるに限るといふことになつた。今年も昨年より一層人手が減つたけれど、部落々々で馬に曳かせせる水田中耕除草機を買ひ、村中で馬耕しようと思つたので、

## ◇ ◇

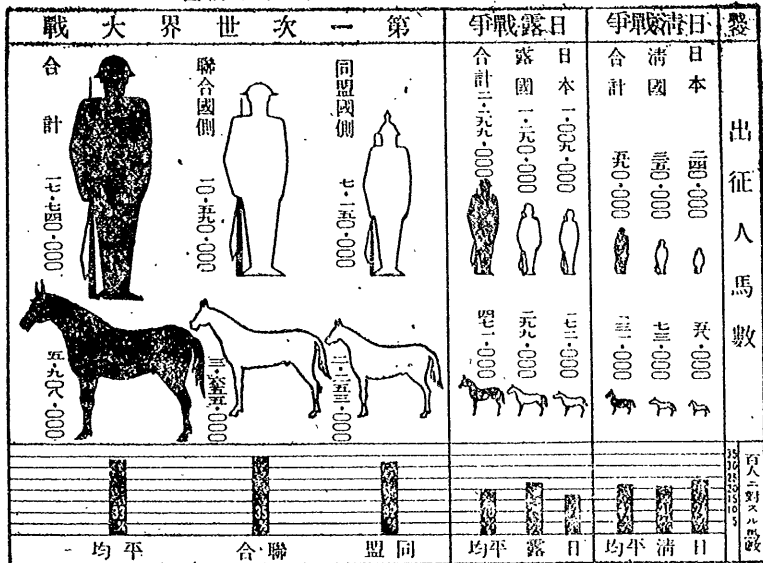
仔馬は「んん」大きくなり、やがて草地で遊ぶやうになる。散かい草と、豊かな母馬の乳が仔馬の血となり肉となる。しかし、母馬は同じ春のやうにもう次ぎの仔をまうける準備に取りかゝらなければならぬ。國の寶、酒ける兵器を來年も缺かさず産まんとするためである。

かれ兼かれ山里から集つて來るお婆さんもある。「お婆さんの馬は間違ひなく仔が付いたよ」といはれて歸つて行く足どりはいかに軽い。

が、母馬と馬主の一年の辛苦が報いられるか否か、並大抵のことではない。しかし、國が馬の頭でも多いことを要望してゐるからには、萬難を排して馬の増産に身を捧げねばならぬ。

馬のこの働きに農家は何をもつて報ゆべきか。馬に十分のかいばと敷を與へ、休養の時間と身體の主人にも注意してやらなければならぬ。因より暖衣飽食は馬も求めてゐない。味噌が不足ならば、大豆も人に譲らう。人が玄米を食するなら糠も我慢しよう。しかし山野に刈り切れないほど茂つてゐる自然の草こそこの上ない馬の糧であ

戰界世次一第 圖較比馬人征出るけおに役職各の遊最



一昨年来展開してゐる飼料供給増産運動はこゝに着目した運動である。馬の農村における働きと相照して、都會における働きもまた目覚ましい。暗殺に火薬を發し、たてがみを振つて戦時輸送に挺身する彼等なくしては、軍需品も食糧も停つてしまふであらう。

銃後の馬はかやうに實役に服してゐるのみでなく、いつ軍に召されても直ぐお役に立つやう平素から鍛錬を加へられてゐる。即ち政府は、毎年二歳の牡馬全部につき、人でいへば徴兵検査のやうな検査を行ひ、それに合格した馬を三歳になつたとし軍用保護馬に指定する。それゆゑ軍用保護馬は在郷軍馬と考へてよい。これらの馬は二十頭宛に隣組のやうな班を組織して、毎月二回必ず鍛錬を受け

る。馬はこの日を楽しみにしてゐる。整列 集合の仕方 走り方 時には荷の負ひ方 轆き方まで教へて貰へる。我儘な馬も亂暴な馬も皆よく馴れる。馬主も鍛錬指導員から衛生の注意を受け、平素の伺ひ方も指導されるので、馬の筋骨、榮養も良くなつて来る。支那事變當初の徴馬は、かゝる鍛錬を一度も受けずして應召したために、思はずの失敗に出遭つたこともあつた。今日の馬はその點まことに幸福で、日本の馬が強いのも鍛錬によつて肚が出来てゐるためであらう。

前線における獅子奮迅の働きは枚擧に遑がない。「愛馬行進曲」さながらの情景が繰返して展開されてゐる。近代戦で馬はもう用がないかやうに思つては大變な間違ひである。機械化が進

めば進むに従つて、武器が重くなり、ますます馬の力を必要とする。馬が踏られたため、一歩も戦線を進められなくなつた例も少しとしない。馬は己が皮膚一枚をもつて或ひは米野津の地に止し、或ひは灼熱蹄鐵を背かす險路に砲を負ひ、遂に血を野に背し、荒蕪の屍となるも厭はない。忍従主の命に従ひ或ひは主をその危地に救ふ。かゝる功勞あればこそ生還の後長く愛護の餘生を享けるものもあるのだ。

は、昭和十四年以來多数の馬が移植された。廣漠千里の野を開く滿洲開拓民のこよなき援助者として、優秀な日本の馬が必要とされる。また滿洲における軍馬資源を充實するために、多数の内地の馬が要求されるのである。移植は昨年一時中止され

たが今年よりまた再開される。今年行く馬は四年前の兄に會へるわけである。日滿兩國政府はこれを馬政國策の基本として力を入れ、開拓民の負擔を軽くするため多額な持參金さへ馬につけてゐる。

にあつては人は皆こはがらずに馬を扱へるやうにならねばならぬ。馬を培養し強く育て上げるのが、タンクや飛行機の製造と並んで軍事上の急務なることを銘記する必要がある。

(農林省馬政局)

大東亞戦争によつて大東亞の馬も驚起した。しかし日本以外の馬は改良らしい改良を純た馬ではない。土産の馬はいづれも體の小さいもので、防疫施設も殆んど施されてゐない。東亞の馬商振興は日本に課せられた大使命である。

は、昭和十四年以來多数の馬が移植された。廣漠千里の野を開く滿洲開拓民のこよなき援助者として、優秀な日本の馬が必要とされる。また滿洲における軍馬資源を充實するために、多数の内地の馬が要求されるのである。移植は昨年一時中止され

たが今年よりまた再開される。今年行く馬は四年前の兄に會へるわけである。日滿兩國政府はこれを馬政國策の基本として力を入れ、開拓民の負擔を軽くするため多額な持參金さへ馬につけてゐる。

にあつては人は皆こはがらずに馬を扱へるやうにならねばならぬ。馬を培養し強く育て上げるのが、タンクや飛行機の製造と並んで軍事上の急務なることを銘記する必要がある。

(農林省馬政局)

定決劇演・畫映民國

國民映畫 情報局ではかねて伏見、東寶、大映の三劇映畫製作會社に對し、國民映畫として優秀な映畫の製作を懇願してゐたが、今回、昭和十七年度分として左の作品に對し、情報局總裁賞が授與された。

一、情報局總裁賞(金壹千圓)  
「ハワイ・マレー沖海戦」(東寶映畫)  
「情報局賞(金壹千圓)」(東寶映畫)  
「島居強右衛門」(松竹株式會社)  
「姿三四郎」(東寶映畫)

國民演劇

また一方情報局では、國民演劇樹立に資すべき優秀な演劇の上演を求めてゐたが、左の作品に對し、情報局總裁賞が授與された。なほ總裁賞に次ぐものとして優秀な作品數個に對し、情報局賞を授與する豫定であつたが、これに該當するものがなく、たゞ獎勵の意味から左記のものにそれぞれ、金二封を贈つた。

一、情報局總裁賞(金壹千圓)  
尾上菊五郎一座、中村吉右衛門一座合同上演「岩窟傳授子習經」  
一、獎勵(金壹千圓)  
井上真樹道場上演「岩窟谷」  
古川綠波一座上演「交換船」  
藤倉座上演「當陽舍の人々」  
前進座上演「雁とつばめ」  
松本幸四郎一座上演「忠臣蔵」  
曾我廼家五郎一座上演「千利休」



# 湖北蘇淮兩作戰の戦果

わが在支皇軍は、去る二月中旬から突

如行動を開始し、湖北省洞庭湖北方と江蘇省蘇淮地区の二方面の蒋介石軍に對して一大殲滅戦を展開、約一ヶ月に亘つて敵に一大殲滅を加へ、次ぎの大木營發表三月二十三日のやうな大戦果をあげ、三月中旬一まづ作戦を完了した。

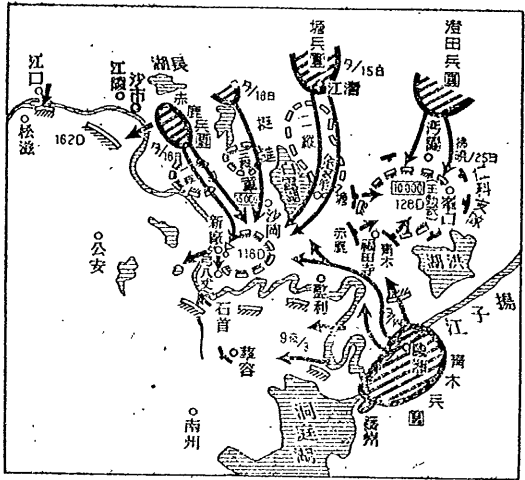
一、洞庭湖北方地区においては、重慶江北挺身軍および第百十八師並びに王勁哉軍を捕提、これを潰滅せしめたり。爾後該地域は皇軍駐兵の下に治安急速に回復しつゝあり。

二、蘇淮地区においては、重慶第八十九軍及び共産新四軍の根據地を覆滅し、目下殘敵掃蕩中なり。

三、現在までに判明せる兩地域の綜合

戦果次ぎの如し。

- (一) 我が方に歸順せるもの 軍長王勁哉、挺進軍代理司令余亦吾以下 二六、五〇〇
  - (二) 敵に與へたる損害 遺棄死體約一〇、五〇〇、俘虜約二五、三〇〇、主なる鹵獲品各種火砲一八六門、重機槍關銃五〇三挺、小銃二一、六九〇挺、各種彈藥四〇、一〇〇〇發、馬匹八二七頭
  - (三) 我方の損害 戦死一九二名
- まづ湖北作戰においては、

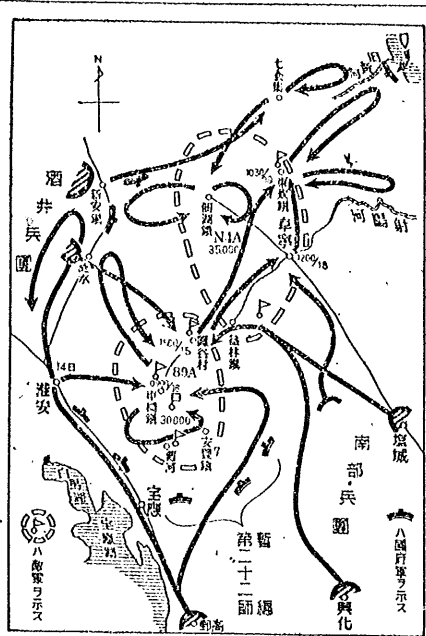


洞庭湖北方揚子江の三角地帯及び白霧湖周辺の地区に奮動を續けてゐた江北挺身隊第一、第二、第三縱隊及び第百十八師と王勁哉軍約三万五千の殲滅戦の火蓋が切られたが、一方蘇淮作戰においては、これと策應して韓德勳魔

下の第八十九軍約三万と新四軍の三万五千の潰滅戦が開始された。

勇猛果敢な我が將兵は、中支における蒋介石軍と、共産軍の基地覆滅の決意も新たに、各戦線に敵を撃破して快進撃を續け、江北三角地帯では忽ち敵軍を殆んど潰滅させ、挺進軍代理司令余亦吾以下約二万を我が方に歸順させた

## 蘇淮地区作戰經過要圖



が、王勁哉軍の如きは軍長、王勁哉を始め參謀長、旅長七名、團長八名が歸順を申し出た行儀である。また第九戦區においては、南昌西北地区の新編第三軍の一部を撃滅する戦果をあげた。さらに蘇淮地区においても、約六万五千のうち歸順、遺棄死體、俘虜合せて一万六千四百の大戦果をあげ、現在は分駐態勢で殘敵を掃蕩中である。

今次の作戰において、蘇淮たる戦果をあげたことは、撃ちて止まむの戦意に燃えた皇軍將兵の、空陸一體の奮闘によることは勿論であるが、笑止にも先頃の我

がガダルカナル、ブナ方面からの戦略的轉進を、日本軍の攻撃力の低下と早呑込みして、今こそ對日總反攻の時なり、との重慶側の偽囁言傳に、完全に自己陶醉に陥つた結果であつて、王勁哉軍などは、最後の一兵に至るまで抗戦を自負したことが、かへつて我が作戦の乗ずるところとなつた。

この作戰において特筆すべきことは、國府參戰後をはじめ國府軍が日本軍に協力したことであつて、ゲリラ戦法を常套手段とする新四軍を撃破した陰には、國府軍のめざましい協力が與つて力あつたことを忘れてはならない。

今次の作戰地域は、中國の中原ともいはれて來たほど豊饒なる農産地帯であるが、住民は今日まで重慶側の搾取に喘いでゐた所だけに、今回皇軍の戡定成り、今後は我が軍の駐留によつて治安が確保されることになつたことは、國府の逞しい政治力の滲透に大きな貢献とならう。

陸軍省報道部



へ、野菜スープは深山戴けるやうに味に工夫し、安価なもの、隙物の中から貴重な栄養素をとるやうに努めました。お蔭で三男のときはお乳もたっぷり出ました。あゝその嬉しさ、そこでそれから一層育児の研究と實行にはげみ、入浴しない時は夏といはず冬といはず、就寝前に子供達を椅子にかけさせ、バケツに熱い湯を入れ、膝までつけて血行をよくしましたら、風邪も引かないやうになりました。オヤツもだん／＼に變へ、今では昆布を結び軟く煮、甘味には干柿をきざんで入れ、戴く時は、エナ粉をまぶしますが、これなどほんたうに喜ばれてゐます。

この研究と實行が實を結んで、子供達は成長するにつれて健康になり、長男はすでに二十歳、お國のお役に立つ日も近

く、親子共にその日を樂しみに待つ程の體格となりました。  
**お醫者を遠ざけた網跳び**  
前橋市小橋町四六 塚原 節子

鼻くなればお腹を痛めて醫者、寒くなれば決して風邪をひいて醫者一體いつになつたら醫者と縁が切れるのかと案じつつも、親として必死に當らねばならない事柄でありましただけに、真剣に出来るだけのことはして來ましたものの不十分のせい、か、思ふやうに元氣にはなりませんでした。たしか昨年九月上旬と記憶しますが、主人が勤め先からの歸途五、六歳の子供が、上手に網跳びをしてゐるのを見て來まして、ぜひわが子にも教へて長く続けるやうに申しました。そこで早速種々な網を求めまして教へましたこと

ろ、非常に興味をもつて練習しますので、主人も私もつい熱心になり、本人が飽きないよう網の色を染めたり、細い物や太い物を作つたりして與へましたところ、それから、お使ひも、お錢湯へ行くにも、網を手離しません。さうなりました勢ひ戸外の時間が多く、寒い日など「あたいは寒いから少し網跳びして温かくなつて來る」など申しまして、外へ飛び出して行くやうになりました。その後数ヶ月経つて、或る夜子供がお寝衣に着替へる折、非常に四肢が發達して來てゐることに氣付きました。と同時に全身が大變引き緊つた状態になつてきました。もちろんその位ですから、食慾は大變進み、夕食など少し押へねばならない程になりました。わが子生れて始めて、この冬は醫者が來ませんでした。そ

して有名な上州の強い寒風を全身に浴びつゝ今もなほ網跳びを續けてをります。  
**効果てきめんの乾布摩擦**  
群馬縣沼田市北町高橋八九三 小野 道子

腹痛質で風邪を引き易く、七歳の時肺炎を患ひ、偏食で栄養不良の長男十三歳が左記の方法で健康となり、只今は風邪一つ引かず通學してゐます。まづ風邪の豫防として毎日朝と夜、乾布摩擦を勵行させました。乾布摩擦の効果は、いまさら申し上げるまでもありませんが、どうして勵行させたか——といふ私達の経験を申述べます。朝、起床して寝衣を脱いだ時と、寝る直前、寝衣と着替へる時（寝る時は、どんな寒中でも下着のシャツまで全部脱ぎ

寝衣一枚で休ませる習慣をつけました。乾いた手拭で身體中を乾らす摩擦させるのですが、長男にはかなり強要しないで、他の丈夫な子供達（姉妹、弟四人）は勿論「私達も一家全員揃つてみんな一緒に摩擦をかけて興味的に實行しました。殊に頸の周圍をよく摩擦させ、どんな嚴寒でも擦巻は使用せず、そして厚着を出来るだけ避け、オーガー等は絶対着用せず、雨天でない限り戸外で遊ばせました。

**新しう防空警報の傳方**

從來、警報信號を用ひなかつた警報信號の傳達にサイレンや警鐘等の音響信號が使はれることになり、また、サイレンによる空襲警報の傳達信號が改正され、いづれも昭和十八年四月九日から實施されることになりました。

**警報信號の場合**  
サイレン 三分間連続吹鳴  
警鐘 一點と二點班打  
空襲警報解除の場合は今まで通り音響信號を用ひないで口頭で傳達します。

**空襲警報の場合**  
サイレン 八秒をおいて四秒づゝ十回吹鳴  
警鐘 一點と四點班打（從前通り）

空襲警報解除の信號は、前述の警報信號の場合と同様、サイレンでは三分間連続吹鳴、警鐘なら一點と二點班打で、これによつて警報解除の狀態に復します。

なほ、右の方法が實施されても、旗または吹流しの掲揚、掲燈等の傳達方法は從前通り併用され、中でも口頭による傳達は必ず併用しなければなりません。従つて、たとへサイレンによる警報信號が吹鳴されても、隣組長（防空群長）は、從來通り隣組内の各戸に口頭で傳達し、その徹底をはからなければなりません。





週報

週報は民翼賛の道しるべ

籤を楽しみながら貯金が出来る

# 手切丸弾

一枚 二円

第十一回  
賣出

四月一日ヨリ  
十五日マデ

抽籤日

四月二十日

割増金

一等 千円  
二等 五百円  
三等 二百五十円  
四等 一百二十五円

當籤率

十一枚ニ付  
一枚ノ割合

第十回  
手切丸弾  
當籤番號

注意 當籤本數及差額... (一) 抽籤本數ニ對シテ分クシテ各組ニ共通ス (二) 四等ノ割増金... (三) 抽籤本數ノ千位以下ノ數字ガラズルベシ (例) 030, 1030, 2030, 99030 等々同シモ下位030ニ達スルニ付テ等差ス

|          |       |                      |     |           |     |     |     |
|----------|-------|----------------------|-----|-----------|-----|-----|-----|
| 一等 (千圓)  | 29742 | 三 等 (五百圓)            | 115 | 四 等 (二百圓) | 298 | 545 | 712 |
| 四 本      | 33955 | 八百本                  | 131 | 八千本       | 307 | 548 | 718 |
|          | 34325 |                      | 136 |           | 316 | 562 | 725 |
|          | 48018 |                      | 161 |           | 324 | 569 | 761 |
|          | 31362 | 切手番號ノ百位以下ノ數字ガ下記番號ト同シ | 170 |           | 336 | 583 | 770 |
|          | 72710 |                      | 171 |           | 367 | 587 | 784 |
|          | 76082 |                      | 187 |           | 379 | 626 | 804 |
|          | 82114 |                      | 190 |           | 385 | 630 | 831 |
|          | 56237 |                      | 193 |           | 386 | 632 | 832 |
| 二 等 (百圓) | 57281 |                      | 210 |           | 393 | 633 | 860 |
| 二十本      | 63429 | 030                  | 228 |           | 399 | 636 | 885 |
|          | 64345 | 106                  | 233 |           | 411 | 647 | 918 |
|          | 11260 | 331                  | 234 |           | 440 | 652 | 923 |
|          | 14404 | 416                  | 236 |           | 461 | 654 | 929 |
|          | 19354 | 443                  | 268 |           | 484 | 655 | 944 |
|          | 72718 | 478                  | 269 |           | 501 | 658 | 955 |
|          | 77953 | 678                  | 274 |           | 526 | 663 | 965 |
|          | 20393 | 759                  | 290 |           | 543 | 681 | 981 |
|          | 24617 | 887                  |     |           |     |     |     |

抽籤の済んだ切手は五枚以上まとめて郵便局へお差出しの上、特別据置貯金證書と引換へて下さい。

昭和十二年十月二十一日第三種郵便物認可  
昭和十八年三月二十一日發行  
（毎週一向水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

(本書の大きさは國定規格[A5]判)